

## 第3回大鰐町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月1日(水) 13時30分～14時20分

2 開催場所 大鰐町役場 第4会議室

3 出席委員 12人

三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
築館 昇	委員	境 祐二	推進委員
藤田 重孝	委員	山口 努	推進委員
原子 一行	委員	大川 元樹	推進委員
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
三浦 隆彦	委員		
高橋 藤人	委員		

4 議事日程

議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第8号 大鰐町農地利用最適化推進活動に関する規程の一部を改正する訓令について  
議案第9号 「農地等の利用最適化の推進に関する指針」の変更について  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(追加議案)

議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

5 農業委員会事務局職員

局長 田中 利幸 次長 齋藤 孝嗣 主査 水木 雄士 主事 花岡 美来

## 6 会議の概要

齋藤次長 皆様に送付した文書に記載したとおり、新型コロナウイルス感染防止のため、事務局の説明を一部省略し、採決とさせていただきます。それでは、第3回大鰐町農業委員会総会を開催致します。  
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

齋藤次長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員15名中12名の出席ですので、総会は成立しております。  
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。  
5番の原子 一行委員と7番の長内 幸子委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。  
議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第8号、大鰐町農地利用最適化推進活動に関する規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号について説明致します。  
法律改正により町の方でもそれに沿った規程とするため今回規程の改正することとなりました。P5をご覧ください。こちらが新旧対照表となっておりますが、右側がこれまでの規程、左側が改正案となっております。  
まず第2条についてこれまで(1)～(5)と細かく区分されていたものが、改正案では細かく区分せず幅広い活動が交付金の対象となるよう改正するものです。  
続いて第3条ですが、(1)～(6)までの項目の記載を求めていたものを、皆様に配付しました参考様式のように記載しやすい様式へ変更することになります。  
お手元にありますクリップ留の「農地利用最適化推進活動報告書」と書かれた様式をご覧ください。これからこの様式に毎月記載し提出して頂くこととなりますが、特に3活動内容ですが、主に農地パトロールになると思いますので、その場合はこの参考例のように記載して頂ければと思います。農地パトロール以外の活動をしてどれに○をつけていか分からないという場合は空欄で提出して頂ければこちらで判断します。  
続いて議案に戻りまして、P6をご覧ください。第4条の第2項と第3項についてですが、これまでの活動実績及び成果実績という算定方法が無くなり、委員等

の活動日数に応じた額と委員会の実績に応じた交付金という算定方法へ変更となります。

議長 議案第8号について、質問・意見等ございませんか。

三浦委員 活動記録簿の日数については、今までと同じ考え方でよいのか。

事務局 提出日数については、今までと変わらず夏期間は6日以上、冬期間は1日以上を目安に提出をお願いします。

議長 他に質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり改正することに致します。

続きまして、議案第9号、「農地等の利用最適化の推進に関する指針」の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号について説明致します。  
こちらの指針については、平成30年度に作成し、令和3年4月に改正しておりますが、法律の改正を踏まえ今回修正を行うこととなりました。これまで指針の作成については努力義務であったものが、作成必須となったことや、「人・農地プラン」から「地域計画」と名称が変わり、これまで農林課で作成していたものを、農業委員会と農林課が協力し、地図の作成及び意向調査を実施しなければならないということになり、それらを反映させた指針へと変更しました。

議長 議案第9号について、質問・意見等ございませんか。

三浦委員 計画は具体的にはどんな予定を考えているのか。

事務局 意向調査のアンケート、それをもとにした地図の作成を考えております。

三浦委員 以前、町で同じようなアンケートを実施していたことがあると思うが、そのときの結果が農家の8割が農業をやめたいと回答していたような記憶がある。また同じような結果になるだけなのではないか。  
指針に記載されている耕作放棄地の目標では年々減少となっているが、実際は増えている現状がある。地図などを作成することで耕作放棄地が減少するというのは根拠がないと感じる。

事務局 耕作放棄地が増えているという現状はありますが、実際に地区ごとにどの農地が耕作放棄地または耕作放棄の可能性のある農地かどうかは正確に把握できておりません。  
それらをアンケート調査などで地図化し、視覚的に把握することで、担い手等との話し合いの場で問題解決に繋げていくように活かしていけると考えております。

議長 他に質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり変更することに致します。

続きまして、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第4号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、お手元にあります追加議案第10号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局 今回の議案は令和4年10月の総会で一度審議している案件になります。前回は工期が令和5年3月31日までの申請でしたが、今回は工期を令和5年5月31日までに延長するために再度申請するものになります。

三浦委員 現場の写真を見ると耕作されているが、農地所有者の了承などは得られているのか。

事務局 写真は10月総会時のもので、農地所有者の了承は得た上での申請になります。

議長 他に質問・意見等ございませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり許可することに致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第3回総会を閉会致します。

以上、議事録は上記のとおりであり、会長、議事録署名人がこれに署名する。

令和5年3月1日

大鰐町農業委員会会長

署名委員

署名委員